

花巻市犯罪被害者等支援メニューリスト

(令和8年4月1日現在)

花 巻 市




目次

花巻市の支援メニュー・対応窓口	1
1 犯罪の被害に遭った方のための総合的対応窓口	1
2 犯罪被害者等見舞金	1
遺族見舞金	1
重症病見舞金	1
3 医療費	2
(1)第三者行為の届出	2
(2)高額療養費(国民健康保険)の支給	2
(3)高額療養費(後期高齢者医療制度)の支給	2
(4)高額療養資金貸付制度	2
(5)子ども医療費助成制度	2
(6)ひとり親家庭医療費助成制度	2
(7)重度心身障がい者医療費助成制度	2
(8)妊産婦医療費助成制度	2
(9)寡婦等医療費助成制度	2
(10)自立支援医療費の給付	3
4 国民年金	3
(1)障害基礎年金	3
(2)遺族基礎年金	3
(3)寡婦年金	3
(4)死亡一時金	3
5 税金・保険料	3
(1)市税の減免	3
(2)固定資産税の減免	4
(3)後期高齢者医療保険料の減免	4
(4)市税の納税相談	4
6 住居・生活	4
(1)住所情報の保護	4
(2)市営住宅への入居	4
(3)母子生活支援施設への入所	4
(4)就業の支援	5
(5)生活保護	5
(6)住宅取得支援	5
7 子育て・教育	5

(1)妊婦・乳幼児に関する相談.....	5
(2)子育ての悩み、児童虐待相談.....	5
(3)児童扶養手当.....	5
(4)ひとり親家庭等の保育料の軽減.....	5
(5)一時預かり事業.....	6
(6)一時預かり事業利用者負担軽減補助金.....	6
(7)母子・父子・寡婦福祉資金.....	6
(8)要保護・準要保護就学援助制度.....	6
8 その他.....	6
(1)こころや身体に関する相談.....	6
(2)配偶者からの暴力に関する相談.....	6
(3)障がい者虐待.....	7
(4)高齢者虐待.....	7
(5)人権相談.....	7
(6)専門家による無料法律相談.....	7
9 関係機関の相談窓口.....	7
岩手県	7
犯罪被害者等支援.....	7
配偶者からの暴力に関する相談.....	7
警察	8
犯罪被害者等支援に関する相談.....	8
警察安全相談.....	8
性犯罪被害相談.....	8
犯罪被害者等早期援助団体	8
犯罪被害に関する各種支援相談.....	8
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	8
性犯罪・性暴力被害に関する各種相談.....	8
日本司法支援センター(法テラス)	9
犯罪被害者支援.....	9

花巻市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪の被害に遭った方のための総合的対応窓口

<p>犯罪被害に関する相談や問合せに応じます。 また、相談内容に応じて、必要な支援を行っている部署や関係機関へ適切につながります。 面接による相談となりますので、電話または予約フォームでの事前予約をお願いいたします。</p>	<p>市民生活総合相談センター 電話 0198-41-3550 (市役所新館1階) 【予約フォーム】 </p>
--	--

2 犯罪被害者等見舞金

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の第1順位のご遺族※1
重症病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方 ※2

※1 配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上 of 入院と医師に診断された方

対象となる犯罪	<p>・人の生命又は身体を害する罪に当たる行為 ・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為 ※令和8年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。 ※原則、被害届が警察に受理されているものに限ります。</p>
対象者の要件	<p>犯罪行為により死亡した方の遺族又は重傷病を負った方で、かつ、いずれも当該犯罪行為が発生した時に市民であった方であること。</p>
支給の制限	<p>犯罪被害に遭われた方やご遺族が以下に該当する場合は、支給対象外となります。 ・他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき ・加害者と親族関係(事実婚関係等を含む)にあったとき ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき ・暴力団員や暴力団関係者であったとき ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき</p>
申請期限	<p>犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生してから7年以内</p>
お問い合わせ先	<p>市民生活総合相談センター(市役所新館1階)電話 0198-41-3550</p>

3 医療費

項目	内容	窓口
(1)第三者行為の届出	(花巻市国民健康保険または岩手県後期高齢者医療制度に加入している方) 交通事故、暴力行為等による第三者の行為によるけがや病気で、健康保険を使って治療する場合は届出が必要です。	国保医療課 国保係 電話 0198-41-3583 (市役所本館 1階)
(2)高額療養費(国民健康保険)の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額(一部負担金)が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超えた分が高額療養費として支給されます。	
(3)高額療養費(後期高齢者医療制度)の支給	1か月間の医療費が高額になったときは、申請をすると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。	
(4)高額療養資金貸付制度	(花巻市国民健康保険に加入している方) 医療費が高額で支払いが困難な場合、高額療養費支給見込額を上限として無利子で貸付する制度です。ただし、貸付ができるのは貸付金が1万円以上となる場合です。	
(5)子ども医療費助成制度	子どもが医療機関等を受診した場合、保険診療でかかった医療費の自己負担額を助成しています。	国保医療課 公費医療係 電話 0198-41-3584 (市役所本館 1階)
(6)ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成します。	
(7)重度心身障がい者医療費助成制度	障がいをお持ちの方が医療機関等を受診した場合、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成します。	
(8)妊産婦医療費助成制度	妊産婦が医療機関等を受診した場合、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成します。	
(9)寡婦等医療費助成制度	寡婦または寡夫の方が医療機関等を受診した場合、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成します。	

(10)自立支援医療費の給付	心身の障がい除去・軽減するための治療を長期にわたり継続しなければならない方等に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	障がい福祉課 地域生活係(育成・更生医療) 電話 0198-41-3581 自立支援係(精神通院医療) 電話 0198-41-3580 (市役所新館 1階)
----------------	---	---

4 国民年金

項目	内容	窓口
(1)障害基礎年金	国民年金加入中の病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合に、その障害の程度による額が支給されます。	国保医療課 国民年金係 電話 0198-41-3585 (市役所本館 1階)
(2)遺族基礎年金	国民年金加入中の方または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなった場合に、亡くなった方に生計を支えられていた子どものいる配偶者や子どもに支給されます。	
(3)寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けずに亡くなった場合に、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳までの間に限り支給されます。	
(4)死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けずに亡くなった場合に、生計を同一にしていた遺族に支給されます。	

5 税金・保険料

項目	内容	窓口
(1)市税の減免	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免についての相談に応じます。	市民税課 市民税第1係 電話 0198-41-3524 諸税係 電話 0198-41-3526 (市役所本館 1階)

(2)固定資産税の減免	固定資産税の納付が困難となった場合などに、減免の相談に応じます。	資産税課 課税係 電話 0198-41-3527 (市役所本館 1階)
(3)後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険料の減免の相談に応じます。	国保医療課 国保係 電話 0198-41-3583 (市役所本館 1階)
(4)市税の納税相談	会社倒産や解雇による失業、病気や不慮の事故による入院など、さまざまな理由で納期限までに税金を納めることが難しい場合は納税相談に応じます。	収納課 収納係 電話 0198-41-3531 (市役所本館 1階)
(5)介護保険料の納付相談	介護保険料の納付が困難な場合、申請により徴収猶予や減免が受けられることがあります。	長寿福祉課 介護保険係 電話 0198-41-3578 (市役所新館 1階)

6 住居・生活

項目	内容	窓口
(1)住所情報の保護	DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方(以下「支援措置対象者」)について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止(住民基本台帳事務における支援措置)し、支援措置対象者の保護を図ります。	市民登録課 市民登録第1係 電話 0198-41-3547 (市役所本館 1階)
(2)市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課 住宅政策係 電話 0198-41-3566 (市役所新館 3階)
(3)母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子ども家庭センター 児童家庭係 電話 0198-41-3575 (南万丁目 970-5)

(4)就業の支援	生活困窮者を対象に、ハローワークと連携して就労支援を行います。	花巻市社会福祉協議会 総合相談室 電話 0198-22-6708 (市役所新館 1階)
(5)生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立に向けた支援を行います。	地域福祉課 保護係 電話 0198-41-3574 (市役所新館 2階)
(6)住宅取得支援	子育て世帯が住宅を取得した場合や、空き家バンクを活用して住宅を取得した場合などの奨励金、新生活を始める際の費用の支援などがあります。	定住推進課 定住推進係 電話 0198-41-3516 (市役所本館 2階)

7 子育て・教育

項目	内容	窓口
(1)妊婦・乳幼児に関する相談	妊婦・乳幼児の健康・育児相談、健康一般についての相談などに応じます。	こども家庭センター母子保健係 電話 0198-41-3609 (南万丁目 970-5)
(2) 子育ての悩み、児童虐待相談	子育てに関する相談、児童虐待に関する相談に応じます。	こども家庭センター 児童家庭係 電話 0198-41-3575 母子保健係 電話 0198-41-3609 (南万丁目 970-5)
(3)児童扶養手当	父又は母のいない児童、または一定の障がい等のある父又は母をもつ児童の家庭などに対し、その生活の安定と自立の促進を図ることを目的とし、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうための手当です。	こども課 子育て支援係 電話 0198-41-3149 (市役所新館 2階)
(4)ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親世帯や障がい児(者)のいる世帯等に対し、保育料の軽減措置があります。	こども課 保育管理係 電話 0198-41-3150 (市役所新館 2階)

(5)一時預かり事業	保護者の傷病・入院等により家庭での保育が困難となったとき、お子さんの一時預かりをする保育園があります。利用の際は事前に希望施設にお問い合わせください。	こども課 保育管理係 電話 0198-41-3150 (市役所新館 2階) 就学前教育課 就学前教育係 電話 0198-41-3148 (石鳥谷町八幡 4-161)
(6)一時預かり事業利用者負担軽減補助金	所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、一時預かり事業を利用した際の利用者負担額の助成を行います。	こども課 保育管理係 電話 0198-41-3150 (市役所新館 2階)
(7)母子・父子・寡婦福祉資金	母子・父子家庭や寡婦の方を対象とした、修学資金や就職支度資金などの貸付制度の相談に応じます。	こども家庭センター児童家庭係 電話 0198-41-3575 (南万丁目 970-5)
(8)要保護・準要保護就学援助制度	経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助します。	学務管理課 管理係 電話 0198-41-3143 (石鳥谷町八幡 4-161)

8 その他

項目	内容	窓口
(1)こころや身体に関する相談	こころや身体に関する不安や悩みがある方やその家族及びその関係者に対して、保健師等による相談対応を行います。	健康づくり課 成人保健係 電話 0198-41-3613 (南万丁目 970-5) 各総合支所健康づくり窓口 大迫 0198-41-3128 石鳥谷 0198-41-3448 東和 0198-41-6518
(2)配偶者からの暴力に関する相談	女性相談支援員が、配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。男性の相談窓口は、岩手県男女共同参画センター(P.7参照)をご確認ください。	こども家庭センター児童家庭係 電話 0198-41-3575 (南万丁目 970-5)

(3)障がい者虐待	障がいのある人に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待に関する相談に応じます。	障がい福祉課 自立支援係 電話 0198-41-3580 (市役所新館 1階)
(4)高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	長寿福祉課 高齢福祉係 電話 0198-41-3576 (市役所新館 1階)
(5)人権相談	人権擁護委員による無料相談会を毎月開催しています。 親子や夫婦間などの家庭問題、近隣関係、学校でのいじめや体罰、その他悩みごとの相談に応じます。	市民生活総合相談センター 電話 0198-41-3550 (市役所新館 1階)
(6)専門家による無料法律相談	弁護士や司法書士、行政書士など専門家による無料相談会を毎月開催しています。	
(7)消費生活に関する相談	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	

9 関係機関の相談窓口

岩手県

項目	内容	窓口
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。	岩手県復興防災部 消防安全課(県民安全担当) 電話 019-629-6871
配偶者からの暴力に関する相談	女性相談支援員が、配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	岩手県福祉総合相談センター(女性相談) 電話 019-629-9610
	男性相談員が、配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	岩手県男女共同参画センター(男性相談) 電話 019-601-6891

警察

項目	内容	窓口
犯罪被害者等支援に関する相談	犯罪被害者等のカウンセリング、犯罪被害給付制度、各種公費負担制度の相談や支援を行います。	岩手県警察本部 県民課 被害者支援室 電話 019-653-0110
警察安全相談	犯罪等の被害防止に関する相談、その他の生活の安全及び平穩に係る相談に応じます。	警察相談専用電話 #9110 *発信場所を管轄する都道府県警察の相談電話につながります。
性犯罪被害相談	性犯罪の被害などに関する相談に応じます。	性犯罪被害相談電話 #8103 *発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

犯罪被害者等早期援助団体

項目	内容	窓口
犯罪被害に関する各種支援相談	犯罪被害に関する相談に、電話等により応じるほか、病院、警察、法廷等への付添いなど、同行支援を行います。	公益社団法人 いわて被害者支援センター 電話 019-621-3751

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

項目	内容	窓口
性犯罪・性暴力被害に関する各種相談	性犯罪被害に関する相談に電話等により応じるほか、病院、警察、法廷等への付添いなど同行支援を行います。また、協力病院の紹介や弁護士による法律相談、心理士によるカウンセリングなど、専門家による支援を行います。	はまなすサポートライン (岩手県性犯罪・性暴力被害者支援) 電話 #8891 24 時間対応・通話料無料

日本司法支援センター(法テラス)

項目	内容	窓口
犯罪被害者支援	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介のほか、弁護士による刑事・民事・行政手続き支援、無料法律相談の実施、弁護士費用の立て替えや援助など法テラスの支援制度を含む各種制度案内や相談窓口の紹介も行っています。	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714